

NO.	サービス種類名	質問の種類	質問内容	回答内容
1	通所介護	生活相談員の配置基準について	生活相談員が1日でもない場合、どのような減算対応が必要になるか。欠員となった背景や理由等により減算が緩和されるか。また、減算が必要ない場合、相談員としての業務ではないもの(他の職種の応援対応や従業者の採用活動等)を行うために相談員が事業所を不在にした場合は、不在日が何日以上で人員基準違反となるか。	生活相談員は提供日ごとにサービス提供時間帯に提供時間数分の配置が必要であり、ご質問のような場合は減算とはならないが人員基準違反となる。ただし、利用者の地域生活を支える取組のための時間は、生活相談員としての勤務時間に含めることができる。(参考) 青本p.189
2	福祉用具貸与	福祉用具の複数レンタルについて	現在、屋内で歩行器(馬蹄型)を利用いただいている方で、屋内移動に車いすも検討しております。身体状況的にはまだ歩行器では歩けるものの、家族の助働能力と本人の身体状況的にも移動は車いすが安全かと考えております。訪問リハビリも利用している方で、リハビリ中には歩行器の利用が望ましいです。このような場合は歩行器、車いすを介護保険でレンタルできるでしょうか？	安全面も大事だが、あくまで介護保険でのレンタルであり基準上の基本方針に沿って選択されるべきなので、例えば、起床後すぐは体が動かないため車いすを利用するが、だんだん体が動くようになってきたら歩行器を利用するといったように、利用者の自立支援につながるかの視点で考えていただき、必要性があればレンタルできると考える。
3	認知症GH	コロナ感染者が発生した場合の人員基準について	現在施設内にて入居者1名のコロナ感染者を確認しております。その他入居者3名と職員1名にも発熱を確認しています。部類変更にはなっておりますが、人員不足もあるなか人員基準をどうすればいいか、教えて頂きたいです。	R5.5.1厚労省事務連絡の通り。柔軟な取扱い継続中。
4	通所介護	サービス提供体制強化加算について	サービス提供体制強化加算における、「動続年数10年以上の介護福祉士の占める割合」についての10年以上の介護福祉士について ①介護福祉士を持った状態で、同法人内での異動も含み、動続年数を合算してよいとの理解であるが問題ないか。 ②一人の職員が介護福祉士として働いていたが、一度退職、その後もとの職場に戻った場合、その職員の動続10年の考え方はどうなるのか。再就職後のみの動続年数なのか、退職前について合算が可能なのか。	①問題ない。 ②不可。一度退職してしまうと、動続年数はリセットされる。 ①②について(参考)R3報酬改定に関するQ&A(vol.3)問126
5	通所介護	管理者の兼務について	管理者兼相談員兼介護職、といった兼務は可能でしょうか？	管理者業務に支障がないのであれば可能。ただし、生活相談員と介護職員の同時並行的な業務は不可。時間や日を分けて管理者兼生活相談員、管理者兼介護職員という勤務をすること。
6	小多機	小多機登録者の短期入所サービス利用について	【小規模多機能型居宅介護について】 高知市では、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の入居者は、ショートステイを使う事が出来なかったと思いますが、小多機や看多機は泊まりのサービスもありますが、小規模多機能型居宅介護の利用者がショートステイの利用を希望された場合、高知市ではどのような扱いをされているのでしょうか？	サービス種類相互の算定については、青本P.126にもあるとおり「短期入所生活介護、短期入所療養介護を受けている間は、～小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること」とあるため、小規模多機能型居宅介護の利用者がショートステイを利用することは不可。
7	地域密着型通所介護	看護職員、機能訓練指導員の配置について	高知市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数 機能訓練指導員 1以上 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。 質問 1. 指定地域密着型通所介護において看護職員、機能訓練指導員(兼務)は最低何時間の勤務が必要か？ 2. 個別機能訓練加算は、常勤1名 非常勤0.5名(看護、機能訓練 兼務)配置で可能か？	1. について 最低時間の定めはない。 2. について 常勤要件はないが、専従要件があるため、看護と機能訓練を兼務する職員については、時間分けが必要。
8	地域密着型通所介護	生活相談員の資格要件について	地域密着型通所介護事業を展開しているところですが、職員の入れ替わり等もあり、人員配置で「生活相談員」の資格要件について確認したく、高知市役所介護保険課のホームページ内を探してみましたが、該当ページがわかりませんでした。 1. 生活相談員の資格要件を教えてください。 2. 管理者と生活相談員を兼務する常勤職員1名を配置した場合、もう1名の配置は非常勤職員でも大丈夫でしょうか。	1. 生活相談員の資格要件は、「社会福祉法19条1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」とされている。「同等以上の者」として、高知市では、介護支援専門員、介護福祉士、准看護師、看護師、PT、OT、ST、ヘルパー1・2級等でも可としている。 2. 生活相談員は、常勤要件はないため非常勤職員でも可能。
9	認知症GH	高齢者施設等感染対策向上加算について	1、高齢者施設等感染対策向上加算(1)の第二種協定医療機関とは？ 【算定要件】 感染症法第6条17項に規定する『第二種協定医療機関』との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること・、 (R6年1月22日社会保障審議会 資料1・P17) 【質問】 第二種協定医療機関として指定されている医療機関は令和5年4月時点で、高知県内では医療センター・国立高知病院等、4施設が厚生労働省のホームページに掲載されていました。感染症法第6条に「第二種協定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等、感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院とあります。5類になるまでのコロナ感染症等の入院を担当していた医療機関も含まれると考えてよろしいでしょうか？ 2認知症チームケア推進加算Ⅱの「認知症の行動・心理症状の予防等」に資する認知症介護に係る専門的な研修」とは？ 【算定要件】 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理チームを組んでいること、(R6年1月22日社会保障審議会 資料1・P20) 【質問】 現在の認知症専門ケア加算Ⅰの算定要件の1つである認知症介護に係る専門的な研修(=認知症介護実践リーダー研修)の、今後のカリキュラムに予防の視点も追加すると記載されていました。新たなカリキュラムの認知症実践リーダー研修参加が算定要件だとのことでしょうか？従来の認知症介護実践リーダー研修修了者では算定要件を満たさない。	1. 介護保険最新情報Vol.1225 QA問129、130参照 2. 介護保険最新情報Vol.1229 QA問2参照
10	通所介護	送迎について	利用者宅までの道路が狭く、軽自動車のみ走行可能。送迎車の走行は困難。 ⑤近隣の駐車場まで家族が軽自動車を送迎し、待ち合わせ、そこからデイ職員が事業所まで送迎する。 上記の手順を家族より提案されたが、減算の対象にはならないとの考え方で間違いはないか？ また留意すべき事項があれば、教えていただきたいです。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A 参照 今回のご質問内容であれば、減算の対象にはならないと考える。 また、その際に留意すべき事項としては、家族等と書面等で取扱いを共有しておくことや、経過を記録しておくことが考えられる。
11	通所介護	生活相談員の配置について	サービス提供時間9時から16時の6～7時間で行っています。 その場合の生活相談員は7時間、配置すれば良いと思いますが、その生活相談員が健康診断に行き勤務が10時から出勤になった場合生活相談員として配置すれば人員配置の欠如となり減算となりますか？ 他の生活相談員は公休となっています。	生活相談員は提供日ごとにサービス提供時間帯に提供時間数分の配置が必要であり、ご質問のような場合は減算とはならないが人員基準違反となる。
12	小多機	医療保険サービスとの併用について	医療保険のデイケアと小規模多機能型居宅介護事業所は併用可能でしょうか。	緑本P.1155からを参照表を見る限り、小規模多機能の通いと訪問を利用しない場合には併用可能のようだが、医療機関にも確認をお願いしたい。
13	居宅療養管理指導	ケアプランについて	居宅療養のみが先に入っていて、その後、他の介護サービスのプラン作成する際、居宅療養の日付はどのように入れたら良いのか。(例:居宅療養が3/9から利用、3/22に利用者同意、4/1から他の介護サービスを利用)疑義が生じているのは、3/22の同意だが、3/9の居宅療養をいれようとして同意を得られていないように見えてしまう。	4/1からのプランであるため、「3/9から利用中」等記載して、後から分かるようにしておくこと。(参考) 青本p.260
14	地域密着型通所介護	生活相談員の配置について	生活相談員がサービス担当者会に出かけるため、不在になる時間帯が出来そうなのですが減算、指導の対象になりますか？	介護保険最新情報Vol.273問12参照 サービス担当者会で抜ける場合は、人員基準違反にはならない。 自己都合で抜けた場合は、人員基準違反となるが、減算にはならない。

NO.	サービス種類名	質問の種類	質問内容	回答内容
15	地域密着型通所介護	(1)認知症介護基礎研修の受講の義務について (2)人員について	(1)認知症介護基礎研修の受講の義務について ＜高知県HPより抜粋＞ 県内の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等(あったかふれあいセンター等で認知症高齢者の支援を行う者を含む) ※国の認知症施策推進大綱では、介護に関わる全ての者の認知症介護基礎研修の受講が目標として掲げられています。 ＜介護保険最新情報Vol.952より抜粋＞ 問6 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者についても、義務付けの対象となるのか (答)人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外である。一方で、義務付けの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するためには、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。 上記にて高知県HPより介護に関わる全ての者介護保険vol952より人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外とあるが、①もちろん介護職員として勤務する無資格での短時間(1～2時間)のパート勤務の者も対象になるということでのよいのか？ ②また、直接介護に携わらない掃除や食事のみのスタッフは対象外でよいのか？③そして、義務化の経過措置期間員近で、入職するスタッフの場合にも、今年度中の3月中に受講をしておかなければならないのか？ (2)地域密着型通所介護、デイサービスの人員基準について ①食事のみを作るスタッフ(調理スタッフ)または掃除のみを行うスタッフは、デイサービスの人員基準として該当するのか？その場合には、その位置づけは介護職員となるのか？ ②また、食事のみを作るスタッフが、もし食事後、介護職員として従事した場合には、食事のみとしての調理スタッフとして働く人員とそれ以降は介護職員として働く人員として分けるという形態で問題ないのか？	(1) ①直接介護に携わる者であれば、義務付けの対象となる。 ②義務付けの対象外である。 ③介護保険最新情報Vol.1225 問159参照 新たに採用した職員については、1年の猶予期間あり。 (2) ①位置づけは介護職員ではなく、調理員や清掃員。 ②そのとおり。
16	通所介護	年間行事における外出について	令和6年度年間行事予定作成(外出行事)に伴い、選択制※1の導入を検討しています。 以下の内容が年間行事における外出行事の基本的概要の「全員参加」に該当するのか教えて頂きたいです。 ※1:例「1月〇日と×日:初詣」「3月〇日と×日:春の遠足(桜)」「10月〇日と×日:秋の遠足(コスモス)」のどれかを選んで行くことができる。全利用者様にいずれかの日程で参加して頂く。 当施設は定員40名(登録者約90名)であり、全利用者様の要望を叶えるような行事を計画することが困難な状況です。サービスの質の向上と利用者様の元気を引き出す上で、年間行事における「外出計画」は重要であると考えています。 教えて頂ければと思います。	年間行事計画の中で、選択的に行事を実施すること自体は問題ないとする。ただし、行事中にも介護報酬が発生しているため、利用者個々の身体的な能力や生活機能等の評価を適切に行えるよう、通所介護計画に目標等を位置付けたうえで実施する。天候等の都合による開催日の確定が難しい場合は〇月に1回開催といった位置付けも認められる。
17	訪問介護、定期巡回	同一建物減算について	①訪問介護、日常生活支援総合事業共に同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)を算定することになりますが、計算書を確認すると、第2の2(1)⑥⑦等に規定する以下のa～cのいずれか、若しくは、d(いずれにも該当しない)から当てはまるものを選択すること。 なお、a～cに該当する場合は、それぞれ条件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。 a.特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合 b.判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合 c.その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合 となり、当事業所では令和5年度で訪問介護は1名、日常生活支援総合事業共2名の利用実績となっており、年間で利用回数がb:判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合にあらたなと思われるが、考えは間違っておりますでしょうか？また、考えが間違っていない場合には、根拠書類を準備とあるが、どのような書類が必要かを教えて頂きたい。レセプトでも構わないのか？ ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)を算定するにあたり、 令和5年の実績を根拠に計算したらよいのか？訪問介護看護の介護給付費算定に関わる体制状況一覧表には同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)が記載されているが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合には記載されていないので、令和6年の前期実績が出てからの算定になるのかを教えてください。	①令和6年4月～9月の実績をもって11月からの適用となるため、現段階で届出は不要。 ②定期巡回にも同一建物減算はあるが、訪問介護のような同一建物内90%以上の要件はない。定期巡回の同一建物減算は今回改定はなく、これまでと要件の変更はなし。
18	第1号通所事業	運動器機能向上加算廃止に伴う今後の運動器機能向上計画について	今回の報酬改定で、運動器機能向上加算がなくなり、基本報酬に包括化されたと思うが、運動器機能向上計画は従前どおり必要か。	「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について(老認発0315第5号)において、提供が必須とされる運動器機能向上サービスの定義が「利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練」とあることから、「個別に利用者の状態の評価、提供するサービスを決定する計画の作成、サービスの提供記録に機能訓練の実施状況を記録、効果の検証」を行うことが必要となる。なお、作成する計画としては、従前の運動器機能向上加算算定時に作成していたものと同様の運動器機能向上計画の作成、或いは介護予防通所介護計画内に組み込むことで差し支えない。 (基幹型地域包括支援センターと協議済み)
19	訪問看護	サテライト設置要件	訪問看護のサテライト事業所設置要件について。 高知市が定めている「介護保険事業所における出張所等の設置に係る取扱指針」(以下「指針」)の4(7)で示されている中央保健医療圏とは、本体事業所の所在地から車で概ね20分の範囲内と解釈して良いか。また、4(10)で示されている「3年以上の運営実績」とある部分については、本体事業所開設3年未満の場合はサテライト事業所設置不可という理解で良いか。	中央保健医療圏とは、本体事業所の所在地から車で概ね20分の範囲内ということではなく、高知県保健医療計画で設定する二次医療圏の中央保健医療圏である。(具体的な区域は、高知市・南国市・土佐市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村の14市町村) また、4(10)の「3年以上の運営実績・・・」は、運営法人の実績要件であり、本体事業所に係る要件については4(11)で示す内容である。 【参照】 介護保険事業所における出張所等の設置に係る取扱指針
20	居宅支援	虐待防止に関する届出について	居宅の体制等状況一覧表に「高齢者虐待防止措置実施の有無」の項目が無かったが、届出等は必要ないのか。	居宅介護支援での「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、届出は不要。(他のサービス含め、体制等状況一覧表に表示のない加算・減算については、介護保険課への届出は不要。 ただし、令和6年度の報酬改定で居宅介護支援も他のサービスと同様に虐待防止に関する措置が実施されていない場合、減算となりますので、未実施の事業所につきましては実態に沿った請求をお願いします。
21	施設サービス	高齢者施設等感染対策向上加算	要件の中にある、協力医療機関に関して要件等はあるか。	協力医療機関に関しては、第二種協定医療機関である必要があるが、令和6年9月までは現に診療報酬の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関と連携することでも差し支えない。 【参照】介護保険 最新情報 Vol.1225 問130
22	訪問介護及び第一号訪問事業	同一建物減算について	報酬改定前から同一建物減算を受けていたが、どのように届出を提出したらよいのか。	体制等状況一覧表にある下記の同一建物減算については、判定期間を伴うものであるためこの減算に該当する事業所は、令和6年度については、令和6年10月に体制の変更届が必要であること。 (令和7年度以降は9月に届出が必要になる。) ①同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供) ②同一建物減算(同一敷地内建物等に居住するものへの提供(利用者50人以上)) ③同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上) 【参照】 介護保険 最新情報 vol.1225 問9
23	全サービス	体制の届出について	体制等状況一覧表に無い加算や減算に関しては、どのように届出をしたらよいのか。	体制等状況一覧表に無い加算や減算は、要件を満たしていれば算定できるものであるため、届出は不要。

NO.	サービス種類名	質問の種類	質問内容	回答内容
24	訪問看護	リハ職に関する減算について	前年の4月から当該年の3月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)、緊急時訪問看護加算(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)、特別管理加算(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)及び看護体制強化加算(Ⅱ)のうちどれか一つでも加算を算定していれば、減算にならないということか。	意見のとおり。